平成２１年（フ）第２９３号
青森県弘前市大字桜ケ丘５丁目４番地　市営住宅Ｇ―102号
債務者　葛西　岩根
1　決定年月日時　平成21年10月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで　青森地方裁判所弘前支部

平成２１年（フ）第３０２号
青森県弘前市大字豊原２丁目13番地９　高山晃方
債務者　柴田　美香
1　決定年月日時　平成21年10月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで　青森地方裁判所弘前支部

平成２１年（フ）第３０９号
青森市浪岡大字浪岡字若松76番地６
債務者　津川　秀晴
1　決定年月日時　平成21年10月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで　青森地方裁判所弘前支部

平成２１年（フ）第３１０号
青森市浪岡大字浪岡字若松76番地６
債務者　津川　幸子
1　決定年月日時　平成21年10月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで　青森地方裁判所弘前支部

平成２１年（フ）第３１３号
青森県弘前市大字樋の口１丁目５番地９
債務者　堀川ミキエ
1　決定年月日時　平成21年10月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで　青森地方裁判所弘前支部

平成２１年（フ）第３１４号
青森県弘前市大字田町４丁目13番地９
債務者　一戸　　稔
1　決定年月日時　平成21年10月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで　青森地方裁判所弘前支部

平成２１年（フ）第３１７号
青森県弘前市大字西大工町８番地４
債務者　栗林　隆子
1　決定年月日時　平成21年10月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで　青森地方裁判所弘前支部

平成２１年（フ）第２２３号
鳥取県米子市車尾４丁目５番12号　Ｂ105号
債務者　土井美津子
1　決定年月日時　平成21年10月30日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで　鳥取地方裁判所米子支部

平成２１年（フ）第６０号
熊本県荒尾市八幡台４丁目４番１号26　雇用促進住宅303号
債務者　長村　一也
1　決定年月日時　平成21年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで　熊本地方裁判所玉名支部

平成２１年（フ）第５８６号
和歌山市梶取125番地の７
債務者　中西　敏晴
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第６０２号
和歌山市小雑賀104番地の５
債務者　**藪**　　隆規
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第６０３号
和歌山市小雑賀104番地の５
債務者　**藪**　　真理（旧姓口井）
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第６１１号
和歌山県有田郡有田川町大字角229番地
債務者　小熊　和美
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第６１４号
和歌山市三沢町４丁目18番地の２　高千穂団地２棟252号
債務者　髙瀬　茂治
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第６１５号
和歌山県海南市名高309番地　レオパレス蘭館209
債務者　有吉　隆行
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第５０号
長崎県島原市柿の木町2954番地
債務者　酒井　峰子
1　決定年月日時　平成21年10月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで　長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２１年（フ）第１１４号
三重県松阪市石津町162番地１
債務者　中西　弘美
1　決定年月日時　平成21年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで　津地方裁判所松阪支部

平成２１年（フ）第２５８号
山口市秋穂西3303番地１
債務者　三浦フジノ
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで　山口地方裁判所民事部破産係